

京都市農業委員会告示第4号

土地改良法第3条第2項の規定により、土地改良事業の参加資格の交替について承認しましたので、土地改良法施行令第1条の3第3項の規定に基づき次のとおり告示します。

平成30年9月11日

京都市農業委員会会長 中村 安良

1 土地改良事業の実施主体

京都市越畑土地改良区

2 交替後の資格者（土地所有者）

右京区嵯峨越畑北ノ町13番地

木村 貞志

3 交替前の資格者（使用収益権者）

亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目7番1-2号

木村 直也

4 承認に係る土地（所在、地目、地積）

右京区嵯峨越畑上中溝町12番，田，2,396平方メートル

右京区嵯峨越畑兵庫前町1番1，田，634平方メートル

右京区嵯峨越畑兵庫前町3番，田，152平方メートル

(京都市農業委員会事務局)